

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、新潟民医連労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 7 年 10 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

2025 年冬季一時金の賃上げ要求

2 期 間

令和 7 年 11 月 6 日午前 8 時半より 2 時間

3 場 所

<社会医療法人 新潟勤労者医療協会>

下越病院 新潟市秋葉区東金沢 1 4 5 9 - 1

舟江診療所 新潟市中央区入船町 3 - 3 6 2 9 - 1

介護老人保健施設 入舟 新潟市中央区入船町 3 - 3 6 2 9 - 1

介護老人保健施設 おぎの里 新潟市秋葉区荻野町 3 - 8

<一般社団法人 新潟メディカルプラン>

みのり薬局 新潟市秋葉区東金沢 1 6 8 1 - 1

<新潟医療介護事業協同組合>

事業協同組合本社 新潟市秋葉区中沢町 7 - 2 3

4 概 要

救急外来患者および入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為。